

## しまね子ども食堂ネットワーク 運営規約

### (名称)

第1条 本ネットワークは、しまね子ども食堂ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）と称する。

### (定義)

第2条 子ども食堂とは、概ね18歳未満の子どもに対し、営利を目的とせず無料または低額で食事等を提供する居場所のことをいう。

### (目的)

第3条 ネットワークは、島根県内で子ども食堂を運営する二人以上の人員で構成する団体が、相互に情報交換を行うことを目的として社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下本会という。）が設置する。

### (会員)

第4条 第3条の目的に賛同する団体は、ネットワークの会員となることができる。

ただし、参加にあたっては次の条件を満たすものとする。

- (1) 活動の対象者に概ね18歳未満の子どもを含むこと
  - (2) 食を通じた活動を実施していること
  - (3) (1)、(2)によらず子ども食堂を支援する機関・団体等、本会が適当と認めた団体。
- 2 前項の定めに関わらず、以下のいずれかに該当する場合はネットワークへの参加はできない。
- (1) 政治活動又は宗教活動を目的として子ども食堂を運営している場合
  - (2) ネットワーク参加の目的が政治活動又は宗教活動に関するものである場合
  - (3) 反社会的勢力に属する場合
  - (4) 法令その他公序良俗に反する活動を行っている場合

### (事務局)

第5条 ネットワークの事務局は本会地域福祉部に置く。

### (入会・退会)

第6条 ネットワークへの入会、又は退会を希望する子ども食堂等は、定められた様式により事務局に届け出ることとする。

### (附則)

1. この規約は令和3年11月1日から施行する。
2. この規約は令和6年9月13日から施行し、令和6年度から適用する。